

第二十四回国会
衆議院

科学技術振興対策特別委員会
議録第十五号

昭和三十一年三月十七日(土曜日)

午前十一時十分開議

出席委員

委員長 有田 喜一君

理事 小笠 公昭君 理事 椎名悦三郎君

理事 長谷川四郎君 理事 前田 正男君

理事 南 好雄君 理事 岡 良一君

理事 志村 茂治君 理事 稲葉 修君

理事 赤澤 正道君 理事 木崎 茂男君

理事 加藤 精三君 理事 須磨彌吉郎君

理事 小平 久雄君 理事 橋本 龍伍君

理事 中曾根康弘君 理事 田中 武夫君

理事 山口 好一君 理事 小山 亮君

理事 福田 昌子君 理事 正力松太郎君

出席國務大臣 國務大臣 船田 中君

出席政府委員 總理府事務官 佐々木義武君

(原子力局長) 總理府事務官 岡部 史郎君

(行政管理局) 總理府事務官 永山 忠則君

(管理部長) 防衛府事務官 門叶 宗雄君

防衛府事務官 齋藤 憲三君

(長官官房長) 防衛府事務官 川野 芳満君

防衛府事務官 松尾 金藏君

通商産業事務官 通商産業事務官 島村 武久君

通商産業事務官 子方局事務官 佐藤 源郎君

通商産業事務官 通商産業事務官 佐藤 源郎君

通商産業事務官 通商産業事務官 佐藤 源郎君

通商産業事務官 通商産業事務官 佐藤 源郎君

通商産業事務官 通商産業事務官 佐藤 源郎君

通商産業事務官 通商産業事務官 佐藤 源郎君

通商産業事務官 通商産業事務官 佐藤 源郎君

通商産業事務官 通商産業事務官 佐藤 源郎君

通商産業事務官 通商産業事務官 佐藤 源郎君

通商産業事務官 通商産業事務官 佐藤 源郎君

通商産業事務官 通商産業事務官 佐藤 源郎君

通商産業事務官 通商産業事務官 佐藤 源郎君

通商産業事務官 通商産業事務官 佐藤 源郎君

通商産業事務官 通商産業事務官 佐藤 源郎君

通商産業事務官 通商産業事務官 佐藤 源郎君

通商産業事務官 通商産業事務官 佐藤 源郎君

通商産業事務官 通商産業事務官 佐藤 源郎君

三月十七日

委員橋本龍伍君辭任につき、その補欠として木崎茂男君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

連合審査会開会に関する件

原子燃料公社法案(内閣提出第一二二号)

核原料物質開発促進臨時措置法案(内閣提出第一二三号)

○有田委員長 これより会議を開きます。

本日は、原子燃料公社法案及び核原料物質開発促進臨時措置法案の両案を一括議題といたし、質疑に入ります。質疑の通告がありましますから、これを許します。志村茂治君。

○志村委員 両法案の質疑に入る前に、前会提出を要求いたしておりました資料について、御説明を願いたいと思ひます。

まず第一に、ウラン鉱の世界の分布、それから国内の今までの調査状況について、御説明を願いたいと思ひます。

○佐藤説明員 あらかじめ資料をお渡ししてあると思ひますが、「世界のウラン、トリウム等の分布」と、もう一つは、「わが国内における資源分布状況と探鉱について」この二つになつております。なお参考として地質を二つつけておきます。その一つは、世界のウラン、トリウム資源の分布といふ一つは、国内のウラン、トリウム鉱主要分布地一覽

図の二つが入つておるわけでありまします。すでに御覧下さつてあることと存じますが、さつと御説明申し上げます。

世界のウラン、トリウム等の分布につきましては、一口に申しますと、世界のウラン資源の所有国は、現在たゞさんできておりますけれども、特大所有国、それは大体生産国になつておりますが、現在、世界でザ・ビッグ・ファイブといふものがあるといふことが定評になつております。なお、その一つのオーストラリアにつきましましては、調査、探鉱、開発はごく最近の話題になつておりますので、大きな資源を持つておりますけれども、生産量は、あとの四つに比しては、生産の数字もあとの四つに近づくであろう、こういう見通しで、ビッグ・ファイブとしております。人によりましては、ビッグ・ファイブと云つてゐる人もあるわけでありまします。なおそのほかに、それほど大きなものは持つておりませんけれども、第二級に属するものに、ポルトガル、フランスの二つがございます。

さらに、ややおくれて、最近イタリアがだんだん進んできておる状態でありまします。

こういうふうには、世界の二級ないし二級の資源の所有国もしくは生産国がありまします。これはどういふ事情で、どういふ条件で恵まれた事情になつたかといふこと、地質学的な解釈をそこにはちよつと御紹介してあります。これはいささか専門的になりますが、

も、シールド——楯状地といつております。地質学的に特殊な地帯がございますが、これは地球上で最も古い変成岩類、花崗岩類からできておるもので、また地盤が安定しておつて、それほど高い山岳も形成してないといふ、日本にはちよつと縁の遠い存在であります。この中に一流国がずらりと並んでおる。その次の二流国は、マシーフ——山塊と訳しておりますが、それはシールドほど大規模ではなく、それほど古い地盤ではございませんけれども、シールドに次いで古くもあり、またまとまった面積を持つた一つの山のかたまりであります。その代表的な形は南フランスにありますマシーフ・サントラル、中央山塊といわれておるものがその適例でございます。フランスにつきましましては、かねて御承知のように、非常に国家的に積極的な探査が開始されて、その開始後二年半ないし三年たちまして、そのマシーフ・サントラル地域に初めて資源を発見しております。そういう意味で、マシーフ・サントラルとウラン資源とは非常に縁の深い関係を、実例として最も顕著に示しておるところであります。なおチェコの方に入りますと、世界で一番古い、しかも戦前は世界最大のウラン鉱山でありましたところのヨラヒムスタール鉱山、これも今までマシーフの中に入つております。こういう一流、二流の大きな資源を持つております地域は、こういうような特殊な形があります。そのほかに、二ページのまん中ほどに書いてありますが、この二つで

ないところに、花崗岩類、変成岩類等の結晶質岩類からなる高地があるのであります。その例として、今のところ三つの地域があげられる。これは東アフリカ、中央アフリカと日本、朝鮮と南滿州、こういうものが学者の間に大體受け入れられてゐる意見でございます。

つまり、わが国は、一流、二流にはむろん遠く及ばないけれども、大體三流どころの例に入らうといふことになつております。現に、日本国内にはベグマタイトと申します鉱床が、全国的に相当存することが知られておりまして、そのベグマタイトの小さなものも数えましますと、全国で九十カ所以上の産地が知られております。今後さらに調査が進みますれば、百カ所以上に及ぶであろうといふことが予測されております。ただこのベグマタイト鉱床に多少問題がありまして、大體貧鉱であるといふことと、それからそのベグマタイト鉱床から出る鉱石が、選鉱、製錬ともにやや難点があるといふので、これは後ほどまた御説明するところであると思ひますが、ベグマタイトだけでは心細いのであります。そのほか、世界的な鉱床のタイプでありますところの鉄脈型、これは金、銀、銅、鉛、亜鉛など普通の金属脈のあれと同じような鉄脈でありまします。その鉄脈型の鉄床が今後どのくらい発見されるかといふことが、今後の日本の国内資源のキーを握るわけでございます。なおさういつたシールドとか、マシーフとか、そういう条件のいい、図抜けた

た地域、こういう問題を一応忘れまして、一般の岩石類、地質の一般的な条件から考えました場合は、これは明らかに花崗岩質岩石——花崗岩とかそれに近い岩石が、ウラン鉱石の保有に最も好ましい母岩であるということとは全く定評のあるところであります世界的に見ましても、こういうシールド、マシーフに入っていないところでも、花崗岩の続出しておるところには、ちよいちよいウラン鉱床が新しく発見されておりました、その著しい例は、西アメリカの、つまり太平洋岸に近いところにそういう実例が続々と発見されております。この点は、日本の将来にとりまして、非常にわれわれ専門家の参考になるところであります。

その次のページの「ウラン鉱主要産
出国の供給先について」これをざっと
御説明申し上げますと、非常に簡単
で、ここに書いてある通りでございます
すが、ただ数量につきましては発表が
全然ございませんので、よくわかりま
せんけれども、たとえばアフリカのベ
ルギー領コンゴーなりあるいは南阿連
邦なり、こういうところの産出量はず
いぶん大きい数字でございますよう
し、こういうふうにはアメリカなりイギ
リスなりの方に向けて売られておりま
すものは、相当の数字に達しておるは
ずでございます。

以上、世界の状況を一応終ります。次に日本の状況になりますが、わが国の現在までの調査によりますところの資源の種類と申しますか、実は私どもの立場から申しますと、調査を開始いたしましてから、まだほんのわずかな仕事しかしておらない。まだまだ今後調査しなければならぬという重要事項

がたくさん残っておるのでありまして、現段階で結論づけたことを申し上げることはできないのでありますけれども、しいて一応取りまとめてみま

したのがこれなのでございます。国内の資源のタイプと申しますか、鉄床のタイプは、ここにあげました三つのタイプなのでありますが、その一つはベグマタイト型鉄床で、それは一部これに由來いたします砂鉄を含んでおります。二番目が鉄脈型の鉄床、三番目が水成岩型の鉄床であります。それで、ベグマタイト型の鉄床は、先ほどもちょっと申し上げましたように、全国でたくさん産地が知られております。最近では、四国からもその産地が報ぜられておりますが、これはウランといましては相当低品位でございますが、そのほかに、トリウム、ジルコニウム、ベリリウムなどの原子力開発にはぜひ必要なほしいものを一緒に含んでおります。またそのほかベグマタイトを構成しております鉄物は、いずれも有用鉄物でございますので、その選鉱、製錬を上手にやりますして、きれいに処理することができますれば、いずれも全部がりっぱな生きた商品になり得る。

このベグマタイトを処理する問題でありますが、従来は世界的にも歡迎されていなかったのです。ございますけれども、トリウムがほしい、ジルコニウムがほしい、ベリリウムがほしい、むしろそっちの方から、ベグマタイトをぜひ開鑿しなければならぬという世界的な趨勢がアメリカ、カナダにまず起っておりまして、さらにベグマタイトだけしか持っていないスカンジナビアの方の小さな国とか、あるいは聞くと

ころによりますと、ソ連邦ではこういう貧乏なりあるいは難物を堂々と処理してやっておるといふ情報も入っております。

二番目が鉋脈型鉋床でございますが、これが世界的に一番ウラン鉋をたくさん生産する鉋床のタイプでありまして、これは従来日本には全くないとされておりました、終戦後例の進駐軍

予想外のことだったのでありますけれども、今後の調査、探査の価値は十分にあるというふうに考えております。

なお二十九年度から三十一年度の地質調査所の調査いたしましたもの、もしくはこれから調査しようとするところを一覧表においてごらん願います。

一応これで御説明を終りたいと思ひます。

面から、これに対するお答えを願いたいと思います。

○佐々木政府委員 この前の委員会でも御質問がございましたので、ただいまの志村先生の御質問と御要求のありました資料を用意してございますから、それとあわせて御説明申し上げます。

ただいまお話のございました放射線

○志村委員 もう一つ、やはり提出された資料で、放射線障害防止についての資料についても説明を求めたいのであります。特にこの問題については、日本で原子力を開発する場合に、一般的、社会的に障害を受け、あるいはその研究所員が障害を受けることには、耐する防止という建前からすれば、むしろ、原子力の開発に関する一連の法令案が出る前に、まず第一に放射線障害

の障害防止に関する法律の件であり、
すが、これは実は政令にゆだねた部分
が非常に多い法律でございまして、し
かもその政令が各省にわたり、あるい
はこの政令に盛るはずの、たとえばレ
ントゲンのマキシマムの障害を防止す
る数等に関しまして、まだ世界的な
基準あるいは日本人の体力に照らし合
せて、どういう基準が妥当であるかと
いったような問題等も、検討を十分に

防止についての法案が提出されなければならぬはずであった。特に平和利用を中心とする部面においては、その点を留意しなければならなかったのです。あります。先般来の質問に対して、いろいろの困難な条件もあり、今国会には放射線障害防止法は提出されないだろうというような回答であります。それで、これについて、放射線障害防止法に対して、何か特別な専門の立案者といえますか、専門の立場におられる人あるいは立法の事務に携わる人がきわめて少数であるということをお聞きしておりますし、きのうも一人の人が尋ねて参りましたが、私一人ではとてもそういうことはできないということと

で、これに割り当てられた人が一人だ
というようなことを聞いております
が、これは科学技術庁の予定人員の間
題等にもなるのでありますから、両方

方面に對する経験者は相当多いわけでございますが、新しい原子炉に伴つての放射線の、いわゆるアイソトープ的なものに對しましては、分野がまだ新しい分野でございますので、それほどたくさん専門家がおりますと申せないような現状でございます。従いまして、原子力委員会といたしましては、なおそういう學問的なあるいは技術的な用意が必要だということで、あらためて學術會議の方にもお願いをいたしまして、協力して、一緒にやっていたきたいということで、今後ともさらに専門家の御參集をいたしまして、法案の内容を深めたいと考えてございます。それで放射線防止の法案が出ない間は、國としてはその危険な状態をどう防止するか、そのための経過的な措置いかん、これも最も重要でなかろうかというお話でございます。どうするつもりか、政府としての考えをまとめて御報告願いたいというお話でございます。ただいまお手元に差し上げてございますように、「放射線障害防止對策について」、それから「放射性物質による障害予防勸告」、この二つを提出したわけでございます。

この防止對策についてという方を初めごらんいただきたいと思ひますけれども、これは、この法案が成立するまでの経過的な措置でありまして、まず考えております点は、スタッフで決定いたしました放射性物質による障害予防勸告と申すのは、單なる政府に對する勸告にすぎません。法律的な拘束力はもちろんないわけでございますが、しかしそれを一応基準にいたしまして、アイソトープを扱つておるところには十分これを周知せしめるような方

途を、各省を通じて操作をしてございませう。また扱う人自体訓練が必要でございますから、社団法人の日本アイソトープ協會というのに取り扱いの訓練を、何回も分けてまゐり行かせて、間違ひのないようにいたしてございませう。

第二点は、アイソトープを輸入するに際しまして、その使用の目的がどういふ目的か、あるいはその扱いに對して設備その他万般の準備ができておるかどうか、こういう点を吟味しなせんと危険でございませうので、そういう点を十分吟味した上で、その旨の許可を与えてやるといふふうな事前の予防措置を講ずるわけでございます。

それから、第三といたしましては、もしこの障害が起きた場合にはどうするかという問題が次に起きて参りますので、労働基準法にありますが安全衛生規則というところにございまして、この規則にのつとて、労働者が障害にかからないようにという予防を講じておるわけでございます。

なお、今年の一月三十一日に、医療法施行規則の一部を改正しまして、診療用の放射線の方も、従来の行き方を少し改定いたしました。できるだけ完全の措置を講じたいというので、とりあへずの措置をいたしましては、根本法はないのでございませうが、従来の施行規則を變えまして、その保護を厚くしようというふうな措置を講じたわけでございます。

最後に、それでは労働者が障害を受けた場合はどうするかという点に關しましては、労働基準法による補償もございませう、國家公務員におきましては、國家公務員災害補償法というので

補償を受ける道も講じております。障害を受けまいように予防するのが一番重要でございまして、予防したあとに對する措置はもちろん好ましいものではありませうけれども、万一の場合を考えまして、そういう際でも、こういう法規の保護の規定があるという点を申し述べただけでございます。

以上がただいまとております経過措置でございまして、もちろんこれのみをもつては万全ではございませう。たとえて申しますと、従来特にエキス線等に関するものは、その扱い者が、規則があるにもかかわりませう、ややもすると、従来の慣習と申しますか、あるいは多忙にまぎれて、基準量を越す、越した場合には、休んで、ある程度回復してからまたその仕事に従事するといふようなことが當然必要でございませうけれども、必ずしもそういうふうになつておらぬといったような点もございませう。これは、基本法等がございませう、それに基いて、詳細な予算的な裏打ちあるいは技術的な裏打ち等が必要でございませうけれども、もちろんまだ不十分でございませう。しかしながら、経過的な措置で幾分でもそういう点を緩和したいというので、法案の提出方を急ぐと同時に、経過措置もあわせて講ずる次第でございませう。

○志村委員　なお、科学技術庁の定員について聞きたいと思ひます。

○有田委員長　志村君、今、行政管理局の方の人を呼びに行つてますから、ほかに……

○志村委員　それでは、定員問題はあと回しにいたしまして、同じく放射線障害防止の問題ですが、これについて

て、大學教授を中心とする學者側の考へていられるところは、エキス線に對する問題を重視しておる、ところが政府側ではむしろ原子力による放射線という問題を重視して、その間の調整がうまくいかなかつたのだというふうな話を聞いております。そんな話はあつたのですか。

○佐々木政府委員　用意してございませう。法案、もちろんまだ先ほど申しましたように国会に提出してはおりませんが、立法の内容は、エキス線といわゆるアイソトープと両方合せた法律でございまして、決してエキス線の方は取りはずすといふような原案にはなっておりません。

○志村委員　それでは、資料についての説明はまだほかの委員からも質問があると思ひますので、私は一応説明を聞くだけにいたしまして、さっそくこの原子燃料公社に關する質問に入りたいと思ひます。

この原子燃料公社を、いわゆる公社にするかあるいはその性格に多少の変更を加えて公団にするかということについて、この法案が提出されるまでの間にいろいろ問題があつたように聞いております。しかし公団と公社の間のいわゆる概念的な區別というものは、はっきりしないんじゃないかと思ひます。一応この際、原子燃料公社というものの性格を明らかにするために、その点を明瞭にしたいと思ひます。

○佐々木政府委員　公社と公団の相違でございませうが、公社は、従来の概念から申しますと、一つは内容の問題と経過の問題があるように考えます。経過

的な問題からいいますと、従来國が特別會計でこれを直営してございまして、しかも非常に公衆性と申しますか、國民の生活に密着したもの、たとえば鉄道とか電信電話とか、あるいは専売關係の諸物資等でございますが、こういう、どうしても公共の利益を守るために、國でこれを直営するといつたような性格のものを、その後、經營の弾力性と申しますか、その他を考慮して、國でやるよりは、獨立會計の一つの事業に移した方がいゝのではなからうかというので、いわゆる公社というものが生まれたのが経過のようでございます。従いまして、この経過から考へまして、非常に公共性の強いものであつて、しかも事業性として獨立會計的に運営が可能だということで公社にしたように聞き及んでおります。それから内容的に申し上げますと、公社の方はそういう経過から發生しておる關係上、準國營に近いものであります。一番のポイント、役員の任命等の点はもちろんでございませうが、その他におきましても、特に予算面で、必ず國の予算と同様に、款項目を作りまして、國會の議決を経るといふふうな規定になつてございませう。國會の議決を経るといふ根本の建前から、おのづから會計検査あるいはその他の付帶した事項も出てくるわけでございます。そして、そういう意味で、この公社の予算は、國家予算と同じだといふような扱いを受けておるわけでございます。その他公社にはいわゆる公労法の適用あるいは恩給法の適用等もございまして、公団とは意味合いの相當違つたものになつてございませう。一方公団の方はどうかと申しますと、どちらかとい

いますと、その性格上は、それほど国民的、公衆的なものに密着してはおられないけれども、しかしながら、民間のみにこれをゆだねては発達がなかなか望めない、しかし国としてはこれは伸ばしたいというふうな事業であつて、国営というところまでやらなくても、

まずまずこの運営は可能じゃなからうかというふうなものを主たる対象にしているように考えられます。特に公社と違ふ点は、先ほどの話と裏返しにはなりましますけれども、運営の面で、この予算は、国の予算と同じような扱いをするのではなくて、あくまでも業務計画その他は主務大臣あるいは大蔵大臣と協議のもとにこれを許可するだけでありまして、特に濃度の強い公団に關してのみ国会に報告する義務を持つというふうな程度になつております。

その間おのずから、監督の理由等は国の予算とは違ひまするので、経営には弾力性を持つてゐるようになってゐるという点が基本的な相違のようによい考えられます。

○志村委員 大体経過的な理由と、そうして予算上の取扱ひの相違によるといふことは知つておりますが、これは一時公団にしようかという話もあり、今度の提出の場合に公社となつたことは、われわれの希望するところと合致して、きわめて喜ばしいことと考えております。しかし、公社ということになれば、財務諸表等を提出して、至急に補正予算を組まなければならぬと考へております。大蔵省もそうした理由から公団を主張しておつたのでありますが、今度の場合には、これの公社法關係の補正予算を組まれる予定であるかどうか、これを聞きたいと思ひ

ます。

○佐々木政府委員 今度の場合には、公社という名の公団と申しまするが、内容は非常に公団に近いような性格も一部持つております。従ひまして、一番問題になつております予算の扱いの問題でございまして、予算の扱いに關しましては、先ほど申しましたような公社としての予算じゃなくて、むしろ公団的な扱いの性格のものでございまして、別途補正予算で新しい予算を組んで国会の議決を経る必要は、この法案ではございません。

○志村委員 公団に近い公社と、きわめてあいまいな形でございしますが、そうしますと、一体その取扱ひは、この法文上はどこで變つてゐるのですか。

○佐々木政府委員 この法案によりますと、公社的な特色をいたしましては、たとえて申しますと、経費と申しますか、費用のほとんど全部が国から支出されるという点が、非常に従来の公団等と違ふ点の一つでございまして。もう一つは、国会に對する義務であります。これも業務報告あるいは決算報告等をはつきり国会に出すことになつておりますし、またその会計に關しましては、会計検査院の厳重な検査を受けるというふうな、公団と同様の扱いを考へてゐるような次第でございまして。

○志村委員 公社としての取扱ひについて、これは今の御説明の通りであります。しかし公団に近い公社だということ、その公団的な取扱ひを、一体どの条項でしてゐるかということをお尋ねしてゐるのです。

○佐々木政府委員 公団に近い性格を持たした最大のものは、先ほどから申し上げますように、予算の扱いの問題でございまして。予算に對しましては、普通の公社では、国の予算と同様の扱いを受けるという建前になつておられて、純然たる公社でありますれば、おそらく補正予算の問題が起きますに違ひございませぬ。しかしこれは先ほど申しましたように、予算に關しましては、一応資金計画あるいは事業計画あるいはその他に關しまして、主務大臣の許可を得ればよろしい、ただ大蔵大臣の協議は必要でございまして、そういう規定になつておりますので、その点が一番根本的な特色でござい

ます。

○志村委員 この原子燃料公社の性格も明らかにしてあります通りに、非常に公共的、国家的性格の強いものである。たとえば、最後の製錬は一手にこゝで行う、あるいは輸出入、あるいは国内の配給等は、この公団の手を通じて一手に行うというふうな、強力な國家的な計画を実行する機關であるといふことになつておるのであれば、純然たる公団であるべきにかかわらず、公団的な性格を何ゆゑこれに加味しなければならなかつたか、その理由をお尋ねいたします。

○佐々木委員 これにはいろいろの理由がございまして、先ほど申し上げましたように、公社という概念は、あまり従来の公社の概念から離脱しないようになつてゐるが、根本的な思想でござい

ます。この燃料公社の事業的な内容等を見てみますと、もちろん性格といつてしまつては國の代行機關というふうな性格を持つておりますから、公社そのものであつても差しつかえないような性格を持つておるのは事実であります。

○志村委員 もう少し詳しく、公団的な性格を持たした方が運営面上よろしいではないかといふことは、何か根拠がなければならぬと思ふのであります。その点を一つ明らかにしていただきたい。それからもう一つは、何かわれわれとの相談の間で、公団といふことについてわれわれが賛成しかねたといふことから公社という名前をとつた、しかし大蔵省では依然として補正予算を組むことはきわめて困難であるといふ行政事務上の便宜から補正予算をやめたのだ、またやめるために公団的な性格を持たしたのだといふふうな解釈されるのですが、そういうふうなことはなかつたのですか。

○佐々木政府委員 政府部内での、今、御指摘のございましたような理論的な過程はもちろんでございまして、まず、最終的結論をいたしましては、先ほど申し上げましたように、こゝいう運営の方がかゝつて公社

よりも業務の運営上いいのじゃなからうかといふふうな結論に達したのでござい

ます。たゞて申しますと、鐵道あるいは電信電話等におきまして、まだ法案がどういふふうになるのか私寡聞にして知りませんが、ただいまの状況から推しても、そういうふうな性格を持ちたいというふうな、既存の公社自体がそういうふうな希望を持つやに伺つております。ましてこれから作るものであり、しかもその方が運営上スムーズにいくのじゃなからうかといふことでありますれば、かゝつてこの方がいいのじゃなからうかといふふうな結論に達したわけではござい

ます。

○志村委員 意地が悪いようですが、この方がスムーズにいくのではないかといふことは、それは結論だと思ひますが、なぜそういうふうなスムーズにいくかといふ点をもう少し伺ひたい。

○佐々木政府委員 一番問題は、さつき申しました予算の点、あるいは給与の問題、この二点が主たる内容でござい

性格を合はして持たした、こういう次第なのでございます。

○志村委員 公社とすれば国会の厳重な審議を経なければならぬ、これは弾力性を欠くんだというふうに言われているようにも考えられる。そうしますと、公团的性格を加味することによって、大蔵大臣との話し合いによって、予算についても、また事業の運営においても、弾力性が持てるのだというように今お話の順序から読み取れるのであります。そうなりますと、大蔵大臣は果してそういう気持でやってくれるのかどうか、いやとは言われぬと思うのであります。そういうことを十分われわれの方で要求しなければならぬと思っております。これは私の意見です。

次に、先ほど留保いたしておきました科学技術庁の定員のことについて御説明願いたい。

○岡部政府委員 科学技術庁の定員につきましてはお答え申し上げます。科学技術庁を新設いたしますにつきましては、その定員を定員法において規定することに相なっておりますので、先般科学技術庁の定員を含む定員法の改正を今国会に提出いたしまして、今内閣委員会におきまして御審議いただいております。その内容につきましては簡単に申し上げます。科学技術庁の総定員は、特別職を除きまして二百九十三名の予定に相なっております。それに基づいて御審議いただくことになっております。その内訳を申し上げますと、その定員をどこから出したかというところに相なるわけでありまして、できるだけ政府職員全般の増員を避けるという意味におきまして、関係各省から

極力これを振りかえることに努めたわけでありまして、その結果、科学技術庁の新設によりまして、純増の職員をいたしまして、次長、官房の課長及びその他の職員を合せまして六人、これが純増であります。それから総理府原子力局からは六十八人を移管いたします。これは原子力局が科学技術庁の原子力局になるわけでありまして、全部その職員になるわけでありまして、それから総理府の航空技術研究所から四十九人移管いたします。それからスタックはこれを廃止する予定に相なっておりますので、その全員十五人をこれに持参いたします。また資源調査会もこれを改組いたしまして、科学技術庁の中に取り込みまして資源局を作るわけでありまして、その職員をいたしまして全員三十九人をこれに移管いたします。それから、通産省側からねてより従来の機械試験所の一部、それに新たに増員いたしまして金属材料研究所を新設する予定で準備をしておりますので、この科学技術庁に移管いたしますので、その定員四十人を持参いたします。これだけでは足りませんので、さらにこの科学技術庁をできるだけりっぱな役所にすること、結局、関係各省の協力を求めまして、結局行政管理局から二人、厚生省から三人、農林省から十三人、通商産業省から四十八人、運輸省から五人、郵政省から五人、こういうような供出を求めまして、これを定員法上振りかえることによりまして、計二百九十三人に相なります。これを科学技術庁の関係の各局、すなわち官房及び他の四局、それから各研究所にそれぞれ定員として配置したい、こう考えております。

○志村委員 もう時間も十二時になりましたから、あと一点お尋ねいたしますが、やはりこの前の日本原子力研究所の場合と同じように、役員の選任についてであります。この役員の任命と解任、この両方ともに関連いたしなす、ここでも同じように、理事長は内閣総理大臣が原子力委員会の同意を得て任命するということになっております。しかし副理事長以下は理事、及び監事の任免権は、総理大臣が原子力委員会の意見を聞いてこれを行うということに規定されております。この前の原子力開発、特に原子力基本法の精神はすべて超党派でこれを行うということになっております。で、得るならば政府の支配下にはなるべく入れたくないというのがわれわれの考え方であったわけでありまして、かかる最も重要な役員の任免権において、原子力委員会の発言権、発言力というものがきわめて弱められておるといふことについては、日本原子力研究所の場合と同じように、きわめて遺憾に考えておるのであります。従って、あの研究所法案の場合にはわれわれ付帯条件をつけて、なるべく原子力基本法の線に沿った趣旨で任免してもらいたいということをつけておりましたが、再びこの公社法案においても同じようなことが出ておりますので、これの扱いについて、政府の御意見を伺いたいと思っております。

○佐々木政府委員 文面からいたしますと、同意を得てということと意見を聞いてということには確かに差異がございます。同意を得てということと意見を得てということとは、必ず意見通りやらなくても有効であるというふうになりますので、その間にもちろん差異はございます。ただ、しかしながら、現状の運営方式そのものを見ますと、必ずしも法の文面と申しますと語弊がございますが、たとえてみますと、今の原子力委員会そのものの権限等に関しまして、あるいは諮問機関でありますやう、あるいは本来の行政機関でありますやう、法的にはいろいろ疑義があらうと思っております。しかし実際の運営といたしましては、原子力局とは全く一体の運営であります。また原子力委員長は大臣がこれを兼ねてございします。その間決して矛盾のないように運用をしてございします。従って法の文面そのものでも、精神は運営において十分生きていっているのじゃないかというふうに考えておるわけでございます。従いまして、この十条の規定におきまして、同意という点と意見を聞いてという点には若干の法的な相違はございしますが、しかし実際の運営におきましては、同意を得てあるいは意見を聞いてという点が差を生じて運営するかと申しますと、ただいまのところでは、そういう気持は毛頭ございしません。しからばむしろいって同意を得てというふうにはつきりした方がいいのじゃないかという議論が一方には成り立つやうにも考えられるのであります。理事長はあくまでも経営の責任者でありまして、その理事長のもとに

副理事長なりあるいは理事というものが一心同体の形で運営していくのが理の当然かと思っております。まず理事長に關しましては、最も重大でありますから、同意を得てというふうには法的には固く縛っておきまして、その一心同体になるその下部の役員に關しましては、理事長の意見を聞いてということ、理事長の意見を尊重してこれを行っていく。その際、それではなぜ原子力委員会の同意を得てというふうに言いかぬかという御議論がございします。が、これに關しましては、理事長が同意ということできまして、そしてその理事長の意見を極力尊重しながら各副理事長、理事というものをきめるのであります。それから、その際には原子力委員会といたしまして、やはり理事長の意見というものを尊重してやるというのが筋ではなからうか。そういうふうにいたしますと、副理事長あるいは理事の選任には、理事長の発言あるいは原子力委員会の発言は、将来の運営を考えますと、同じように考えていってもよいのじゃないかという感じがいたします。すなわち、理事長の場合の任命方式とは、若干違えてはございしますが、運営におきましては、その間何ら差のないように運営していきたいという気持でございします。

○志村委員 ただいまの局長の御意見は、私了といたしますが、法文に一応そういうふうなきめておいて運営にまかせるといふよりも、本来そういうことが行われないうちに、いわゆる時の政府の権力によって役員の任免が行われるということがないやうに書いた方がいいんじゃないかと私は考えるのでござい

さいます。しかし前回の原子力研究所の場合もありますので、私はただいまの運営の面において、基本法の線に沿ってやるという御意見で一応は満足いたします。私はこれだけでござい

ます。

○有田委員長 前田正男君。

○前田(正)委員 一点だけ大臣にお聞きしておきたいと思うのでござい

ます。この法案の、公社の「業務の範囲」の第十九条の二号に、「核原料物質の輸入並びに買取及び運搬」とあり

ます。第三号に「核燃料物質の生産及び加工」、第四号に「核燃料物質の輸

入及び輸出並びに買取、運搬及び貸付」、第五号に「核原料物質の輸入、

買い取り、売り渡し、譲渡の最終

て、国民の利害に係るものではないか。そういう点からいって、今年のはわずか一千万円の小さな公社でありま

すけれども、将来は国有鉄道をしのぐような、国民の利害に大きく関係する

の国民の動力エネルギーのもとになるところのものを握る公社でありますから、当然公社としての性格が持たれる

のは私は当りまえだと思ひますけれども、この法文から見ると、それは独占的にやるといふことは何も書い

てない。そこで政府が将来そういう法案を作られて認められるときには、これを担当される大臣としては、この公社にそういう独占権を与えられる方

針であるかどうかということに明瞭にしないことには、これは公社にする必要はないと思うのですが、この際、明

瞭な御答弁を願ひたいと思ひます。

○佐々木政府委員 立法の第一目的に相当する趣旨でございするが、総合的に申しますのは、第十九条にもござ

いますように、いわば採掘から精練まで、あるいはよそから入ってくるもの、出すもの、そういうものまで全部一貫して経営するのでございするから、これを総合的にこの機関で扱うという意味合いを持たせたわけでござい

ます。効率的にと申しますのは、その間、先ほどございしましたように、経営の弾力性等も加味いたしましたので、なるべく最小の犠牲で最大の効果を上げ

るような点を意図しているわけでございします。従いまして、総合的かつ効率的にという点は、ただいま前田先生からも御質問がありました独占という句

いが、法文の上においてあまり薄い感じがなからうかというふうな御懸念もあるいはないでもございせんが、しか

しなから、これに關しましては、先ほど大臣からもお話がございしましたように、別途管理法を用意いたしましたよう

に、別途管理法を用意いたしましたので、ちやうど専売の規定は専売の管理の面でこれを規定していると同じような方式で、その管理法の方でこれを明確に

うたう方が、法の形式としていいのじやなからうか、こういうふうにご

うておるわけでありま

○小笠委員 御説明によりま

す、第十九条列記の各号、いわゆる探鉱から精練までやるといふことが総合だとい

うなら、部分的総合と呼んでよろしい

のですか。

○佐々木政府委員 部分的な総合とい

う意味はなくて、核燃料物質あるいは核原料物質に關しましては、原料から燃料を精製いたしまして、さらにそれ

を加工いたしまして、使用者にこれを

を独占的に売り渡すというふうな格好

にもなっておりますし、あるいは国内

の生産あるいは海外の生産等の情勢を

加味しながら、ときによつては輸入も

いたし、あるいは、ものによつてはか

り国内で消費したしまして、全部使

い切れずに残れば海外に輸出するとい

うたうような問題も起きてきま

くると考えておるわけでありま
す。ちよつと補足して御説明申し上げま
した。

○小笠委員 そういふ運用上の説明を
伺っているのではないのであります。
私は法律解釈を伺っているものでありま
すが、御趣旨はよくわかります。

○佐々木政府委員 第十二条の二
号において、「政党の役員」というのが
禁止事項の中にありますが、政党とは
何でありますか、これをまず伺いたい。

○佐々木政府委員 政党の役員と申し
ますのは、必ずしも明確には規定でき
ないものであります。名称のいかんにか
かわらず、実質的な判断でこれは運用
すべきじゃないかと考えており
ます。

○小笠委員 法律の用語におきまし
て、名称のいかんにかかわらず、実質
的な判断で解釈するという法律用語が
世の中にあります。この用語はかく
かくの内容を持ったものという前提の
もとに立法化するのが普通だと思ふ。
そういう意味において、ここに書いて
おる政党とは、いかなる内容を持つも
のであるか、まず伺いたい。

○佐々木政府委員 これは三公社とも
全部こういうふう書いてございまし
て、古くからなれた用語でございま
す。ただ、前例がそうだからといつ
て、それでは何も考えないのかといひ
ますと、そうじゃないのでありまし
て、政党と申しますのは、申すまでも
なく、やはり政党じゃなからうかと思
います。

○小笠委員 その点はわかつたやうで
わかりませんが、ついでにもう一つ法
文のことを伺います。第二十八条、

「公社は、内閣総理大臣の認可を受け
て、短期借入金をする事ができる。」
というところが第一項に書いてあり、第
二項において完済不能のときには翌年
借りかえするということがあります。
この一年以内の短期資金の借り入れに
当って、なぜ内閣総理大臣の認可を得
なければならぬか、その理由をまず伺
いたい。

○佐々木政府委員 この短期借入金と
申しますのは、通常意味しておる銀行
からの平常の借り入れという意味では
ないのでございまして、たとえば、予
算が不成立だといったような場合に、
国の資金がその間若干ずれが
あったという場合には、やむを得ず借
りというふうな事態も予想されます
ので、そういう不測の場合を予想した
しまして、そういう場合でも業務の運営
に差しつかえないようにという意味
で念のために入れたわけでありま
す。

○小笠委員 法律の用語におきまし
て、名称のいかんにかかわらず、実質
的な判断で解釈するという法律用語が
世の中にあります。この用語はかく
かくの内容を持ったものという前提の
もとに立法化するのが普通だと思ふ。
そういう意味において、ここに書いて
おる政党とは、いかなる内容を持つも
のであるか、まず伺いたい。

○佐々木政府委員 これは三公社とも
全部こういうふう書いてございまし
て、古くからなれた用語でございま
す。ただ、前例がそうだからといつ
て、それでは何も考えないのかといひ
ますと、そうじゃないのでありまし
て、政党と申しますのは、申すまでも
なく、やはり政党じゃなからうかと思
います。

○小笠委員 その点はわかつたやうで
わかりませんが、ついでにもう一つ法
文のことを伺います。第二十八条、

「公社は、内閣総理大臣の認可を受け
て、短期借入金をする事ができる。」
というところが第一項に書いてあり、第
二項において完済不能のときには翌年
借りかえするということがあります。
この一年以内の短期資金の借り入れに
当って、なぜ内閣総理大臣の認可を得
なければならぬか、その理由をまず伺
いたい。

○佐々木政府委員 この短期借入金と
申しますのは、通常意味しておる銀行
からの平常の借り入れという意味では
ないのでございまして、たとえば、予
算が不成立だといったような場合に、
国の資金がその間若干ずれが
あったという場合には、やむを得ず借
りというふうな事態も予想されます
ので、そういう不測の場合を予想した
しまして、そういう場合でも業務の運営
に差しつかえないようにという意味
で念のために入れたわけでありま
す。

○小笠委員 法律の用語におきまし
て、名称のいかんにかかわらず、実質
的な判断で解釈するという法律用語が
世の中にあります。この用語はかく
かくの内容を持ったものという前提の
もとに立法化するのが普通だと思ふ。
そういう意味において、ここに書いて
おる政党とは、いかなる内容を持つも
のであるか、まず伺いたい。

○佐々木政府委員 これは三公社とも
全部こういうふう書いてございまし
て、古くからなれた用語でございま
す。ただ、前例がそうだからといつ
て、それでは何も考えないのかといひ
ますと、そうじゃないのでありまし
て、政党と申しますのは、申すまでも
なく、やはり政党じゃなからうかと思
います。

○小笠委員 その点はわかつたやうで
わかりませんが、ついでにもう一つ法
文のことを伺います。第二十八条、

「公社は、内閣総理大臣の認可を受け
て、短期借入金をする事ができる。」
というところが第一項に書いてあり、第
二項において完済不能のときには翌年
借りかえするということがあります。
この一年以内の短期資金の借り入れに
当って、なぜ内閣総理大臣の認可を得
なければならぬか、その理由をまず伺
いたい。

○佐々木政府委員 この短期借入金と
申しますのは、通常意味しておる銀行
からの平常の借り入れという意味では
ないのでございまして、たとえば、予
算が不成立だといったような場合に、
国の資金がその間若干ずれが
あったという場合には、やむを得ず借
りというふうな事態も予想されます
ので、そういう不測の場合を予想した
しまして、そういう場合でも業務の運営
に差しつかえないようにという意味
で念のために入れたわけでありま
す。

○小笠委員 法律の用語におきまし
て、名称のいかんにかかわらず、実質
的な判断で解釈するという法律用語が
世の中にあります。この用語はかく
かくの内容を持ったものという前提の
もとに立法化するのが普通だと思ふ。
そういう意味において、ここに書いて
おる政党とは、いかなる内容を持つも
のであるか、まず伺いたい。

○佐々木政府委員 これは三公社とも
全部こういうふう書いてございまし
て、古くからなれた用語でございま
す。ただ、前例がそうだからといつ
て、それでは何も考えないのかといひ
ますと、そうじゃないのでありまし
て、政党と申しますのは、申すまでも
なく、やはり政党じゃなからうかと思
います。

○小笠委員 その点はわかつたやうで
わかりませんが、ついでにもう一つ法
文のことを伺います。第二十八条、

「公社は、内閣総理大臣の認可を受け
て、短期借入金をする事ができる。」
というところが第一項に書いてあり、第
二項において完済不能のときには翌年
借りかえするということがあります。
この一年以内の短期資金の借り入れに
当って、なぜ内閣総理大臣の認可を得
なければならぬか、その理由をまず伺
いたい。

○佐々木政府委員 この短期借入金と
申しますのは、通常意味しておる銀行
からの平常の借り入れという意味では
ないのでございまして、たとえば、予
算が不成立だといったような場合に、
国の資金がその間若干ずれが
あったという場合には、やむを得ず借
りというふうな事態も予想されます
ので、そういう不測の場合を予想した
しまして、そういう場合でも業務の運営
に差しつかえないようにという意味
で念のために入れたわけでありま
す。

○小笠委員 法律の用語におきまし
て、名称のいかんにかかわらず、実質
的な判断で解釈するという法律用語が
世の中にあります。この用語はかく
かくの内容を持ったものという前提の
もとに立法化するのが普通だと思ふ。
そういう意味において、ここに書いて
おる政党とは、いかなる内容を持つも
のであるか、まず伺いたい。

○佐々木政府委員 これは三公社とも
全部こういうふう書いてございまし
て、古くからなれた用語でございま
す。ただ、前例がそうだからといつ
て、それでは何も考えないのかといひ
ますと、そうじゃないのでありまし
て、政党と申しますのは、申すまでも
なく、やはり政党じゃなからうかと思
います。

○小笠委員 その点はわかつたやうで
わかりませんが、ついでにもう一つ法
文のことを伺います。第二十八条、

○有田委員長 休憩前に引き続き、会
議を開きます。
原子燃料公社法案及び核原料物質開
発促進臨時措置法案の両案を議題とい
はし、質疑を続行いたします。質疑の
通告がありますから、これを許しま
す。志村茂治君。

○志村委員 午前中の質疑で、ある程
度この問題は取り上げられておるの
であります。なお提出になりました書
類の「原子燃料公社事業計画」につ
いて、政府側の説明をお願いします。

○佐々木政府委員 燃料公社の事業計
画でございますが、これは第二年度以
降に開示いたします。今後の調査等の進
捗を待ってさらに明確にいたしたいと
思ひまして、三十一年度の分のみをこ

ここに掲げておいたわけでございます。
この資料にもございますように、公
社の目的は公社法に載っておりますの
で、大体それをそのままとしました。
それから事業の概要に關しても、こ
こに示した通りでございます。

方針でございますが、方針といは
しましては、前々から御説明申し上げ
てありますように、この公社の事業を三
十一年度当初からすぐどんやれ
るというふうな態勢にはなかなか参らぬ
のではなからうかと思ひますので、今
年度の予算を請求の際には、製錬等
に重点を置いて、本格的な製錬は、探
鉱、採鉱、選鉱等の実績を待って、そ
れに見合うようにテナコを合せたらど
うだろうというふうな考えになつてお
りますので、具体的な製錬設備等は、
今年度は考へてございせん。今年度
は、地質調査所の方では、ウラン資源
あるいはトリウム資源の概査をいたし
まして、こちらの方ではそれに伴つ
て、精査、探鉱、選鉱等を行なつてい
くということを主にいたしまして、三
十二年以降製錬等にも着手いたしま
して、三十三年度から予定される天然
ウラン・重水型の原子炉に間に合せた
いということを目標にしてございま
す。また核原料物質あるいは核燃料物
質の輸出入、販売、買い取り等、こ
ういふ管理は今年度公社ができません
ば、事態の発生に照らしまして実施に
移るわけでございます。

問題は、三十一年度の事業計画で
ございまして、これはただいま申しま
したように、地質調査所の方では概査
いたしまして、公社の方では精査を主
としてやるわけですが、その精査の中

も、問題は採鉱を主にして今年度は進みたいというふうに考えております。それで、三十一年度に公社が精査する。地域というのは、三十年度に、午前中に質疑がございました地質調査所が概査した地区のうちで有望な地点を数カ所選びまして、ここに必要な溝切り千二百メートル、試錐千七百五十メートル、探鉱坑道千二百メートル程度の事業を行いたいという事業計画にさせていただきます。

二ページ目に資金計画が載っており、
 ですが、本年度は御承知のように一億
 五千万円の資金がついてございます。
 そのうち一千万円は出資金でありまし
 て、補助金が九千万円、それから予算
 外契約国庫負担分といたしまして五千
 万円を予定してございます。

その内訳でございますが、今年度は、先ほど申しましたように、主として採鉱が主体でございますので、あまり固定設備等に金を使わぬ予定でございます。ただ、採鉱に必要な機械類、たとえば、ガイガーとかあるいはトラックとかいったような性格のものは、採鉱用機械として一千万

円の中に入っておりますが、その他は補助金の九千万円の中に入っております。一般管理費と申しますのは、統計費とか事務費でございますが、この公社は三十一年度には大抵百四十二名くらいの人員でやりたいという目算で人件費をはじいたのでございます。残りは探鉱費、研究費等でございます。て、こういうものを合せて九千万円、債務負担行為の五千万円に關しましては、建物、大きい機械類、それから予備費二百万円も入っておりますが、そういうものを合せて五千万円を見込み

まして、これは三十二年度に支払いをするという考えでございます。従いまして、おもな内容は、主として実際の探鉱のためにそれぞれの人員が現地に出走きまして、いろいろ実際の事業的な探鉱の準備、あるいはその一部に取りかかるといふ費用がおもでございますので、補助金が主体になって、固定設備の方は今年度はあまりかけないという計算になったのでございます。

○志村委員　今の方針の中で、三十三年度に建設される予定の天然ウラン・重水型原子炉に、国産天然ウランの供給ができるように努力すると言っておられます。大休三十三年度の国産一号、あれに必要とする天然ウランは十二トンと聞いておりますが、そのうち二トンだけは国産でやって、十トンは

海外から輸入する、こういうようなことが言われております。これから三年先のことであり、ほとんど驚きされておられない日本の金屬ウランの生産を二トンと見込まれておるといふことは、ずいぶん不確実だ、こういうふうに考えておりますが、二トンという数字は、一体どこから出たのですか。

○佐々木政府委員 実は、国内で二トンの製錬がその際までに可能であろうという数字の根拠は、あまり的確なものではないのであります。今まで見つかりましたウラン鉱というか、そういうものを考えたり、ただいま製錬の方法、たとえば隣鉱石からもウランをとる方法等を会社等に依頼しまして研究をさせておりますので、そういう成果のテンポ等をにらみ合せて、大体二トンくらいじゃないかという見当をつけておるのでございまして、まだ正確な自信を持っているわけではございませ

せん。

○**志村委員** それでは、この二トンというのは、現在もうすでははつきりしておる原鉱石、それから現在の製練方法、これによつて、将来の不確定な数字を織り込まずして、日本国内で生産される、こういう意味でありますか。

○**佐々木政府委員** 先ほどの数字は、全部で十トン必要でございますして、うち七トンは輸入、三トンは国内生産と

いうふうに考えておるのであります。できますればもっとふやしたいわけでございますけれども、まあかく抑えてみて、このぐらいいまでは三年間に何とかものになるのじやなろうか、こういう数字でございます。できるだけピッチを上げて、もう少し能率を上げたいと思っておりますけれども、いかに

んせん、鉱石そのものも必ずしも富鉱とは申せぬ状況でございますし、燐鉱石からとるのも完全に技術的に解決したというものでもございませんので、大体それを目標にしていきたいと思います。こういうことでございます。

○志村委員　では、次に資金計画の方ですが、その中に二千万円の建物とい

うのが入っております。直ちに大規模な工場等が設立されるということは考えておりませんが、この建物というのは、一体どういう性質の建物をさしておるのですか。

○佐々木政府委員　この建物と申しますのは、現場で採鉱する際のバッテリー的なものもありましようし、もう一つは、製練加工のために、あるいは保安等のために、いろいろ研究を早急に進めなければならぬ問題もございますから、そういう点で、研究費用と申しましては語弊があるかもしれませんが

が、研究部のようなものを作りまして、そこでいろいろな具体的な研究をしたいというふうにも考えられますので、そういう建物を考えたわけでございます。

○志村委員　それでは、探査の進捗状況についてお聞きたいのであります。先刻御配付になりました資料に、ウラン等放射性鉱物資源の調査計画といたのがあります。この中で、いろいろ

る順序を踏んで、エアホーン、カーホーン等を行うとなっておりますが、すでにほとんどその資源の所在が明瞭になっている地点も明らかになっております。たとえば小鰐であるとかあるいは三吉鉱山周辺、生野、明延というようなところは、資源の所在が相当はつきりしているのですが、それらに

ついては近く採鉱の段階まで進み得る
のであるか、その点をお聞きしたいと
思います。

○齋藤（藤）政務委員 私、地質調査所
につきまして、ただいま御指摘の点を
質問したのでございますが、私の聞き
ましたところでは、まだ直ちに採鉱し
得るという段階ではないと思います。

私もよく実情を調査いたしませんからわかりませんが、今日、所々方々において発見せられておりますウラニウム鉱床は、ガイガー、カウンターによつて大体有望であるという見当のつく個所もあるけれども、一体その本体がどこにあるかという点に關しましては、将来試錐をしていかなければならぬ。しかもその試錐が二百メートルでよいのか五百メートルでよいのか、適當な個所に相當の試錐を行なつてみないと、その鉱床の實體を把握することができないという段階でありまして、一

に三十一年度の採鉱によって、今、有望視されているところの実体が把握できる。そうすると、そこに對してさらに精査を加えて採掘するという段階に行くのではないか、きょうに考えております。

○志村委員　それでは、船田長官も見えておりますし、この問題は岡委員が質問する予定であり、私がするのは適當でないかと存じますので、この程度に

いたしますが、実は、原子力研究所の
予定敷地として、武山が原子力委員会
で決定になり、米軍との間の折衝も進
み、条件次第によって米軍はこれの接
収解除をするという段階まで来てお
り、昨月の閣議においてこれが何か問
題にぶつかったようにも新聞報道等
で聞いております。その間のいきさつに

ついで、正力国務大臣から御報告願いたいと思います。

○正力国務大臣　昨日の閣議で、私は今まで原子力研究所を選定するに至った経過をいろいろお話いたしました、その経過を皆さんに御参考に申し上げてよいと思います。実は、原子力研究所の敷地問題は、大へん政治問題化した

たかのことき思われております。実は、昨年の春までは、原子力研究所を置くことは、らい病患者のようにきらわれておったのだが、昨年の夏以来あつちからもこつちからも置いてくれ、置いてくれという運動が非常に盛んになりまして、現在は御承知の通り大へん問題になっている状態であります。私ども、この場所を作るにについては慎重に実は進めたのでありまして、まず研究所のこれに対する専門家を選考委員に選びまして、その選考委員に、どういう標準で選んだらよいかと

聞きました。ところが、選考委員としては、選考の標準としまして、まず研究所はなるべく東京に近いところ、交通の便のいいところというのを主張しました。また第二には、地質がなくて、なるたけ起伏の少ないところというものであります。それから第三には、水の供給が十分なること、これは御承知の通り原子炉については水がたぐさいるらしいのであります。これから第四には、非常に汚物が出るので、汚物を排除するによい場所ということ、そのほか二、三ありましたが、おもな点は今のような標準で選びました。そういう散地として選定した場所が十五カ所あります。十五カ所のうち、選定委員で選考した結果、四カ所きめまして、それを原子力委員会の方へ持ってきました。そこで、委員会の方で慎重審議の結果、まず第一候補として武山を選んだのであります。ただ武山は、御承知の通り進駐軍が接収しておるからして、この接収解除が可能であるかということと調べるべくならぬということ、それについては一応われわれの方で内交渉することにしまして、調達庁をして交渉を進めまして、調達庁をして進めましたが、何分正式の交渉ではない以上、確固たることは言えない、しかし代替施設を提供するならば、二十万坪くらいの土地はよろうという了解を得たのであります。しかしこれも確かではありません。いすれにしても正式に交渉せよというところでありましたので、これはひとり原子力だけの問題でない、国政全般にわたることであるから、閣議に諮りまして、私はそこを原子力研究所としては最もよいから政府として正式に

交渉したいという話をしました。それに対して船田防衛庁長官などもいろいろ意見がありましたが、結局は何もきまりませんで、いすれ関係関係だけどもう一ぺん懇談をしようという様な状態になったわけでありました。以上が大体その経過であります。

○志村委員 閣議はどのような未決定な状態に置かれたのでありますが、昨日の原子力委員会では、どういうふうになりましたか。

○正力国務大臣 委員会ではその通り報告しまして、なお閣議の決定を見な

くちやならぬということでありました。

○志村委員 船田長官にお聞きしたいのですが、昨日、船田長官は、武山については、日本の自衛隊が以前からあ

る土地をほしいという希望を持っております。これは国策上大きな立場から検討しなければならぬという様な御主張であつたように新聞紙上で見ておりますが、自衛隊が以前要求されたのは、私の聞いておるところでは、防衛大学の敷地として要求されたというこ

とは聞いておるのですが、そのほかにも要求されたことはあるのですか。

○船田国務大臣 武山につきましては、御承知の通り、あそこ土地柄及び施設は、かつてわが海兵団が持つており、将来自衛隊の水陸両用部隊といたつたようなものが施設をいたしますのには最も適当なところでありまして、数年来、防衛庁といたしましてはその希望を持ち続けておるのであります。今日もなお持ち続けております。しかしあの武山の施設をアメリカ軍が現在使っておりますが、それを解除してもらつて、どこが使うかということにつきましては、ただいま正力大

臣から御説明のございましたように、今、政府内部で協議をいたしておりますので、その協議が決定いたしましたならば、それに従つて参りたいと存じます。

○志村委員 私の聞きましておるのは、自衛隊であつた土地がほしいということについて考へておられたということとはわかりますが、具体的に米軍との間に折衝されたのは、防衛大学の敷地として要求されたことだけであるというふう聞いておるのですが、それ以外のことについて、あるいは演習地、あるいはその他に自衛隊が使用したいというこを、米軍に対して、あるいは閣議等で表明なさつたことがありになるかどうか、それをお聞きしているのです。

○船田国務大臣 自衛隊の施設として使用したいという希望は持つておりますが、政府機関を通じて正式にアメリカ軍に申し出ておるものではございませ

○志村委員 米軍の方から条件次第によつては、正式に申し込めば解除してよいということも——もちろん正式の交渉ではありませんが、サウンドではありましたが、その結果、正式のものではなくして、原子力研究所の敷地としてこれを要求したということは、米軍ももちろん十分承知しているところでありまして、それで、その様なところから、米軍の方から、要求があるなら解除解除してもいいということであるなら、かなり原子力研究所というところが向うの頭に入つておると思つてすが、その場合にも、自衛隊としては自分の方にほしいというお考えを持ち続けておられるかどうか、それをお

聞きます。

○船田国務大臣 防衛庁としては強い希望を持つております。しかし閣議において決定せられますれば、それに従つて参ります。

○志村委員 それでは、船田長官の個人の意見をお聞きしたいと思つたのであります。これは国策上、再軍備が必要であるか——あるいは再軍備と言つては不適当かもしれませんが、自衛隊に使つた方がいいか、あるいは原子力研究所に使つた方がいいか、その点について個人の意見をお聞きしたいと思つたのであります。と申しますことは、この原子力研究所は、この研究に直接携わるような学者たちが、いろいろな条件を満たさなければならぬ、あそこで自分たちが研究するのが最もよろしいと考えており、どこにもある、あそこにもあるという土地ではないと思つたのであります。日本中探して、あそこが最もよろしいと考えておるのかかわらず、国全体として長官は自衛隊の用地として使うのがいいと個人としてお考えになつておるかどうか、それをお尋ねいたします。

○船田国務大臣 私、防衛庁に關係いたします者として、個人的意見を率直に申し上げることをお許しいただけるならば、私は原子力研究所というやうな未知のものにつきましては、やはり人家の少ないもしくは大きないろいろな施設のあるやうなところではなく、もつと山の中とかあるいは相当遠く離れたところがいいのではないかと存じます。防衛問題につきまして、今、志村委員と私は見解が異なるかもしれませんけれども、わが国の防衛態勢を整備する上から申しますれば、あの武山

というところは、かつては海兵団が使つておつたところであり、将来解除された後に自衛隊が使う、そして訓練をし、あるいはあそこを兵舎を置くというやうなことは、きわめて適当であり、防衛的見地から申しますれば、あ

あつた平坦な繁華なところに原子力研究所のやうなものを置かないでもいいじゃないか、もつと山の中が無害なところに置かれる方がいいじゃないか、私は率直に申しますれば、そういうやうな意見を持つております。

○志村委員 それは、以前の放射能の危険を十分防除する科学的な知識のなかつた当時におきましては、たとえばアメリカとかフランスとかあるいはイギリス等におきましては、相当市街地から離れたところに置かれておりました。しかしながら、その後防除方法が進んでおります。その結果、学者があ

の武山でもよろしいということも——もちろん学者は自分個人の立場を考えたりせん。日本で原子力を開発する場合には、放射能障害というものを十分考慮に入れての上のあの決定であります。ただいま防衛庁長官は、自分としてはそう考へておられるということとございまして、これは技術、科学の問題であります。しかし、ごく現象的に考へてみて、学者の意見を御尊重なさいますかどうか、この点をお伺いしたい。

○船田国務大臣 私としては、もちろん学者の御意見を尊重するにやぶさかでないと思つておる。ただ防衛的見地から申しますれば、あの武山の土地は、防衛關係の施設として使うことが、国家のために適当であらう、こういう意見を持つておるということをおし上げ

九

たわけであります。しかし、現在まだ予算的措置を講じておるものではございませんから、あれが政府の方針として原子力の方で使うということが御決定になりますならば、それに私はもちろん従って参ります。

○志村委員 たいだいま防衛庁長官は、閣議で御決定になれば従うと言われ。これはもちろんその通りだろうと思ひます。そうしなければならぬと思うのであります。先ほど長官個人の考えとしては、あれは何か不適当であるというふうに言われておったのであります。しかし学者の意見は尊重されるということになったならば、われわれは学者の良識に従つて、あの土地が不適当であるということ、長官の少し考え違ひではなかつたかと考えておるのであります。依然として、あれは不適当とお考えになるか。

○船田國務大臣 重ねて個人の意見を御質問でございますから率直に申し上げますが、私といしましては、どこまでもあれは防衛的の見地から、防衛関係で使用していただくのが適当である、もし防衛関係で使わないといたしましても、原子力研究所というような、その作用がどういふところに及ぶか、まだ日本では未経験のものでございますから、学者の御意見は十分尊重はいたしますけれども、しかしやばり、なるべく近所に影響を及ぼすことのないようなところに持つていかれた方がよくはないか、そして将来相当やばり大きくなるものであらうと私は想像いたしておりますので、それで、私は、個人といたしましては、武山以外の地を適定されることがよくはないか、こういうことを申し上げたわけ

でございます。

○志村委員 お話によりますと、そういうような今までの経験から、あるいは危惧の点から、長官は、個人の考えとしてあそこは不適当ではなからうかというくらいのことであらうと思ひます。科学的根拠は私伺うことはできませんでした。もちろん科学的根拠をお持ちになつておるとは私は考へておりませんが、そういう感じで、そういうふうにお考えになるのならば、学者が従来のような危険はないものであるというふうな断定された場合には、長官はその考えを撤回になりますかどうですか。

○船田國務大臣 私個人の意見としては、先ほど来申し上げておる通りであります。これによりまして、私は武山をどこが使うかという政府の意思を決定せられる場合におきましては、もちろんその政府の決定に私は従うつもりであります。

○志村委員 これは論議を重ねても仕方がないと思うのであります。私の希望を一つ申し上げますならば、あれは学者がほかのいづれの地よりも最もよろしいところであるということ、きめておるのであります。もちろん防衛上の問題も長官としては当然考へられなければならぬと思うのであります。しかし、防衛上の上陸用演習地として必要であるとは言われておりますが、武山が防衛上、上陸演習地として最も適当である、ほかにかえ地はないのだ、かえ地がないというよりも、これ以上ないところがないのだというふうにお考えになるのであるかどうか、その点をお聞きしておきたい。

○船田國務大臣 日本国中探しました

ときに、絶対ほかにはないとは言えないと思ひます。しかしきわめて適当なところである。武山は、将来解除された後に、自衛隊の使用する場所として、あるいは施設としてはきわめて適当なところであるという考え方は、私は変えられないと思ひます。

○志村委員 防衛庁長官として、防衛上の立場からそうおっしゃることは、私は当然であると思つております。しかし一方におきまして、世界の新しい産業革命時代に直面して、日本がそれにだけ大きな努力を払わなければならぬかということに、私は大きな関心を持つており、また日本国民も相当地大きな関心を持つておると思ひます。そこで、できれば、学者の希望するところになるべく満足を与えていたいただきたいというのを私は希望いたします。私の質問を終ります。

○有田委員 小平久雄君。

○小平(久)委員 簡単に数点だけ、公社法案及び促進法案の両者について質問いたします。

科学技術庁の長官になられて、原子力関係を担当なさつて大いに振興をはかれる、こういうことになつておる際に、せっかく作つた科学技術庁が何か影が薄くなつてしまつて、総理大臣、総理大臣とむやみに総理大臣ばかり出てきておるようですが、これは何か法制上どうしなければならぬのですか。

○佐々木政府委員 今の行政法の建前、あるいは総理府の性格から申しまして、所管大臣と担当大臣と分かれておることは御承知の通りでございますが、これが各省と違つてございまして、所管大臣はあくまでも総理大臣であります。ただその間、国務大臣にそれぞれ部門の担当をお願いいたしまして、科学技術庁であれば正力国務大臣が担当する、こういうことになつております。従いまして、法の建前からいいますと、どうしても所管大臣を主たる責任者にするのはやむを得ざる事情であります。ただ運用に際して、所管大臣が総理大臣であるから、総理大臣が必ず全部自分で一切の決裁その他をやらなければいかぬかと申しますと、そうではないのでありまして、委任規定等を設けまして、担当大臣にその任務の一部を委任するというふうな便法は当然できるわけでありまして、事

実今まで総理府の事務の運用を見てみますと、大半のものは総理大臣という所管大臣が責任大臣ではあります。が、その責任の一半を担当大臣に委任いたしまして、そこで決裁その他は行政に支障のないようにというふうなことで仕事を進めておるのであります。

○小平(久)委員 そういう法制上の建前ではやむを得ないかしれませんが、たとえば防衛庁の關係なども、あれは総理府の外局なんではないか、防衛庁などの規定でも、こういう工合に総理大臣が表向きに出てやることになつておるのですか、少くとも規定上は……。

○島村説明員 たいだいまのお尋ねは、日本原子力研究所法案を御審議になりました際に、前田委員からも全く同じお尋ねがございました。ごもっともだと思つてございまして、けれども、先ほど局長からも申しましたように、この内閣総理大臣というのは、大体所管大臣の意味でございまして、一々内閣総理大臣をかつぎ出すという意味においては、内閣総理大臣ではないわけでありまして、なお防衛庁長官のような場合には、防衛庁長官という言葉が法律にも出てくるじゃないかというお尋ね、これもごもっともでございまして、絶対ここに科学技術庁長官という言葉を当てはめちゃ工合が悪いという条文ばかりではございません。中には科学技術庁長官としてもいい程度のものも十数条ございまして、これをこらになつていただきますとよくおわかりだらうと思ひます。「原子力委員会の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。」

一〇

となつておりますが、この原子力委員
会は、内閣総理大臣についておるもの
でございます。科学技術庁設置法を御
審議になつておられる際に御存じの通
り、ほかにも科学技術庁所屬の委員
会、協議会等がありますけれども、原
子力委員会だけは内閣総理大臣に直屬
いたしております。従いまして、この
ような場合に、科学技術庁長官が原子
力委員会の意見を聞いてということ
は、ちよつと工合が悪いというよう
な、實際上の面もあるわけでありま
して、一応従来の慣例に従ひまして、
一応従来慣例に従ひまして、所管大
臣を出すのが通例でございますので、
一応そういうふうに通一いたしてお
るわけでございます。この点は日本原
子力研究所法の場合と全く同様でござ
います。絶対にいかぬという条文ばかり
ではございませんが、一応そういうこ
ともございまして、従来の慣例に従
ひまして所管大臣で統一した、という
ことになっております。

○小平(久)委員 そうしますと、實際
のことは、担当大臣ですか、担当大臣
に委任してやる、こういうことです
か。今の御説明からいいますと、大
部分のことは担当大臣に総理大臣が委
任をして、担当大臣の決裁だけで實際
は仕事をやられる、こういうふうに通
釈してよろしいわけですか。その際
における責任というものは、やはり担
当大臣がどこまでも持つのだ、こう解
してよろしいでしょうか。

○島村説明員 ただいままでのところ
は、総理府原子力局となつておりま
して、これは所管大臣が内閣総理大臣
であり、担当大臣は正力国務大臣とい
うことになっておりますが、科学技術
庁ということになりました場合には、お

そらく内部委任の形は、科学技術庁長
官という形で内部委任せられるものと
考えております。

○小平(久)委員 その点は、長官の決
裁だけで万手運営ができるのかどう
か、こういうことであります。

○島村説明員 ただいまの實際上の問
題といたしましては、科学技術庁長官で
はとんどおやりになるということな
りありますが、任命等の法律上きまつ
ております内閣総理大臣の権限に属す
る事項は、内部手続におきましては、科
学技術庁長官だけでやれることがほと
んど多からうと思ひますけれども、外
部的に現われまします場合には、やは
り内閣総理大臣という名前を使つて現
われるというふうに通一承願いたし
ます。

○小平(久)委員 その点はそのくら
いにしまして、第十二条の關係ですが、
ここに役員となる者の資格事項があ
ります。その第三号には、「物品の製造
若しくは販売」云々ということがあり
ます。今度の公社は、その性格上、こ
の役員には、たとえば鋳山業とい
うか、そういう方面の關係者なども非
常に關係が深いので、あるいはそうい
う人からその人を得る必要が起る場
合もあるかと思ひますが、物品の製
造、販売という中には、たとえば鋳山
業などはどういふ關係になるか、入
りましかりませんか、そういう方面
から人を得ようという場合は、この法
規からいふとだめなんではいまい

○佐々木政府委員 この物品の製造の
解釈といたしまして、当然その中に含
まれるものと解釈いたしております。
○小平(久)委員 そういたしますと、
そういう方面の会社なり何なりにつ

て、非常にその方面の経験がある、適
格者だといつても、そういう人は役員
に引づけることができないということ
なんですか、それともその会社なら
社員をやめればよろしいということ
ですか。

○佐々木政府委員 やめれば、当然そ
の方に入るわけでありまして、そうい
う問題もありまして、かりにやめた場
合でも、なおかつ個人の所有といつた
ような問題があるかと思ひますので、
第十五条の規定で、そういう際には代
表権を制限いたしまして、自分の所有
にかかるといふもの、要するに一人で二つの
判を押すといふことがないように、
これを防いでおるわけでありまして、
○小平(久)委員 次に移りまして、業
務の關係ですが、われわれが聞き及ん
だところでは、特に精練の關係は、公
社で一括してやるというふうに通一
おつたわけでありまして、先ほど小笠
君からも質疑があつたやうですが、第
一条には、「核原料物質の開發及び核
燃料物質の生産並びにこれらの物質
の管理を総合的かつ効率的に行ひ、」と
なつておるわけですね。また基本法
を見ると、「別に法律で定める」云々
といふことが、第九条、第十条あた
りになつてあります。そこで、今度公
社の法案を見ますと、ただ一つと一
體したところでは、少くとも精練であ
れば精練、あるいは輸入なり買取り
なりといふことですね、こういうこと
は公社だけにやれるのだといふこと
は、どこにもうたつてないやうです。
また別の法律があつて、そういうこと
をこれから規定するのかわかりませ
んが、その間の關係はどういうこと

に解釈したらよろしいですか。

○島村説明員 午前中の小笠委員の御
質問と大体同趣旨の御質問であると
解いたしますが、基本法を引用いた
しましたので、特に基本法との關係
で申し上げたいと思ひます。

基本法では、第七條に、「核原料物質
及び核燃料物質の探査、採掘、精練、
管理等を行はしめるため原子燃料公
社を置く」とありまして、この公社法
は、まさにこの規定に基づいて置かれ
るものでございます。別にいふやう
な一手でやるのかといふやうなわ
ゆる実体的な規定は、基本法ではやは
り別になつておるわけでございます。
たとえば核原料物質については、基本
法の第十條をこらんと願ひますとわ
かります。次に「核原料物質の輸入、
輸出、譲渡、譲受及び精練は、別に法
律で定めるところにより、政府の指定
する者に限つてこれを行はしめるもの
とする」とあります。つまり基本法の
この条文に基づきます法律がございま
して、そこで実体的なことを規定する
のが適当なやうか。この公社法はち
やうど入れものでございまして、その
活動といふものは、公社關係のみな
らず、すべて動態的にこれをとりえら
うな、いわば午前中申し上げました
やうな核原料物質、核燃料物質等の
管理に適用するものを作つてやつて
いくことが適当じゃないやうか、そ
ういふ考えがございまして、それは
午前中も申し上げましたが、ちよつ
と専売公社法があるというやうな
關係に立つものだらうと思ひます。
そういう規定を置くことが絶対い
けないやうな問題ではございませ

んけれども、基本法の第十條のみなら
ず、第十二條でございまして、核燃
料物質等についてもいろいろさうい
う規定を作らなければならぬので、
別途さういふ管理法というものに
することが適當であるといふやう
に考へたわけでありまして、
もう一つの理由は、ここに業務の範
圍として並べましたことがみな獨
占といふ形でやられるわけではござ
いませんで、探査、採掘等は、一
應獨占といふやうなことは考へて
おりません。また精練にいたしま
しても、ただいまで議論をし、また
研究してきておりました段階では、
このウラン鉱は他の鉱物と非常に
まざり合つてきておるものでござ
いまして、精練の最終段階を押さ
える程度でよろからう、同じ精練
でも、前段階程度は何も獨占に
する必要はないといふやうなこ
ともございまして、規定の仕方が
非常に困難な面もございまして、
このやうなものを予定して、それ
に譲るということにいたしたわけ
でございます。

○小平(久)委員 その点は了解しま
した。

それから原子力委員会との關係です
が、たとえば第二十條には、基本計
画といふものは、原子力委員会の議
決を経て総理大臣が定めるのだ、
こう書いてありますが、二十三年を
見ると、毎年予算あるいは事業計画
とか資金計画といふものは別に
原子力委員会は關係ないやうです。
これは原子力委員会には全然か
まわずにやるといふことですか。

○佐々木政府委員 きのうの原子力委
員会でもこの問題が出たのであり

第二類第四号 科学技術振興対策特別委員会議録第十五号 昭和三十一年三月十七日

一

が、この法案が通りますと、まず最初に定めなければならぬのは、この基本計画でありまして、委員会といたしましては、この二十条の規定にございませう。基本計画を当然定めます。そしてその基本計画に基づきまして、公社はそれぞれの事業年度における予算、事業計画、あるいは資金計画等を作成いたしまして持ってくるわけでございませう。その際には、もちろん定められた諸計画をそのまま生みつばなしというのではなくて、総理大臣の認可を受ける前に、委員会にもお諮りいたしまして、そして基本計画にもとらるか、もとらないかという点を十分検討の上、総理大臣が認可するというふうな運びにならうかと思うのであります。

○小平(久)委員 その点は、実際の運営で、今の御説明のようになさればけっこうだと思ふのです。

そこで、今の二十三条と関連して伺いたいのです。これによると、毎年の予算なり、事業計画あるいは資金計画を、事業年度開始前に内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ、こううたつてあるわけですね。ところが事業年度というものは、これはやはり政府のあれと同じように、四月から翌年の三月、こうなつておるわけですね。そうしますと、政府の予算との関係というものとは一体どうなるのか。これは例外でしようが、極端な場合には、予算が三月一ぱいに成立しない場合もあるわけでありまして、そうすると、その時期的な関係はどういうことになるのか。これはほかの公社法にもうたつてあるかも知れませんが、国の予算でまいった範囲内の明細というのか、そういうものをさらに認可するというふうな場

合に、実際問題として、この公社の予算というものを、国の予算がきまらないうちに総理大臣の認可を受けるというふうなことになるのはしないかということをお考へするのですが、いかがですか。

○佐々木政府委員 全額出資の公社でございまして、予算がきまらないうちに、事業計画あるいは資金計画等を作成いたしまして、そして総理大臣の認可を受けても、これは何の意味もないことではございませう。最終的に予算がきまらなう国会提出前の一例年でありまして、当然そのころまでは、事前に大蔵省との打ち合せも済みますので、そういう点も加味しながら、この基本計画に基づきまして、二十三条にある諸計画を作成いたしまして、そうして事業年度の開始前でございますから、四月一日に開始する前には総理大臣の認可を受ける、こういうふうな手順にならうと思ひます。

○有田委員長 小平君、ちょっと、制限するのではないですが、きょうは特に野党の質問ということで、午後の時間をとつておるのでありますから、そのつもりでお願いいたします。

○小平(久)委員 その点も、たとえば予算が不成立の場合とかもう少し聞きたいのですが、急ぐようですか。やめまして、補助金の性格についてちょっと聞きたいのです。二十九条は、「経費の一部を補助する」ということになっておりますね。ここに言う「経費」というのは、どういうことなのか。この公社は出資はわずか一千万でやる。そうしますと、公社の人事費だけでもそのくらいはかかるのじゃないか。うか

と思ふのだが、施設費というふうなものには経費じゃないのだというように見ると、これは何もできないというところになるのじゃないかと思ふのです。この経費というのは、設備投資は経費とは見ない主義ですか、どうですか。

○佐々木政府委員 経費の関係でございまして、この内容は決して人事費とか運営費等のみを含んでおるものではございませう。一部短期の償却でまかなえるような資材等は、この経費の中に含まれるというふうに解釈してございませう。従いまして、いわゆる資本金で、出資という面に出すのは、長期の償却を要するような本来の意味の固定資産という意味で、この経費はもう少し広げた解釈で解釈するのがいいのじゃないかと私は思つております。

○島村説明員 ただいま局長から申し上げましたが、ちょっと言葉の使い方の問題だろつと思ひますけれども、短期の償却の分を含むと局長から申し上げましたのは、補助金という意味でございまして、ここにある経費は、この公社が事業をやつて参ります上に必要で、一切の経費を含むわけでありまして、従いまして、固定資産等を除きました分は、補助金で行なつていく、こういう趣旨でございませう。一千万というふうに非常に少ないのは、初年度におきまして固定資産的なものに多くを要しないから非常に少なくなつておるので、将来は、固定資産的なものは出資でまかない、運営費及び固定資産的なものでも短期償却の可能なものは、補助金でまかなうという趣旨でございませう。補足説明をいたします。

○小平(久)委員 最後に、開業促進法の関係で一点だけ聞いておきたい。これは大体手続的なことですから問題ないと思ふのですが、一番重要なものは、何といつても租税減免の設定の関係はどうかと思ふのです。ウラン鉱あるいはトリウム鉱が、他の鉱物と競合しておるわけですね。そのときに、決定の基準があるし、そのときに、決定の基準はウラン鉱が相当程度あつて、それだけでも事業が成り立つという場合に、しかしウラン鉱、トリウム鉱を目的としてやるよりも、むしろ他の鉱物の方が経済的だ、利益もあるというふうな場合の調節ですね、そういう点は実際問題としてどんなふうにおやりになるおつもりなのか、その一点だけ伺つておきたい。

○松尾政府委員 ただいま御質問のございました点は、実際の問題にぶつかったときの事実認定の問題で、あるいはかなり判断も容易ではない場合も存するかとと思ひますが、考え方としては、そういうウラン鉱、トリウム鉱とそれ以外の鉱物が競合する場合は、国家経済的な見地から判断をいたしまして、特定のウラン鉱、トリウム鉱を採掘するよりも、それ以外の鉱物を採掘する方がさらに重要であり、また事業遂行の上からいって、その方が必要である、それを阻害してまでも、ウラン鉱、トリウム鉱を採掘することは全体経済の上から不合理であるというふうな認定がかりにつきますれば、その決定の基準に従ひまして、そのような場合までも押して租税減免の設定をすべきではないということになると思ひます。その判定は事実認定の問題でございませうから、そういう考え方になつておるということで御

了承願ひます。

○有田委員長 岡良一君。

○岡委員 日本原子力研究所の敷地が武山にということに、原子力委員会の方でも御決定いたされまして、私も心からその御決断に敬意を表しておりました。ところが、その後の経過、特に政府内部における経過を新聞を通じて察しますに、原子力委員会の決定がなかなか容易に実現され得ないやうな變いを抱かざるを得ないやうな事態になつて参りました。そこで、特にこの問題に深い関心を寄せておられる防衛庁長官また官房長官、あるいはそれにかかわる責任者の出席を求めまして、政府の明確な御所見、御方針を承りたいと思ひ存じておつたのであります。ところが、防衛庁長官もお歸りになられたやうでありまして、官房長官の方では御出席が不可能ということでありまして、私のたざしたい目的は、結局不可能な状態になりました。そこで、いずれ次の機会にこの点を明らかにしたいと存じておるのであります。提として、この問題についての正力国務大臣の御見解を承つておきたいと思ひます。

○正力国務大臣 先刻、今までの経過を一通り申し上げましたが、われわれは原子力を中心にやっております。閣議では、国家的立場からいろいろ論議せられております。原子力としては適当かも知れませんが、もつと国家的な

立場では、ほかの方に必要じゃないかという議論が出、まだ決定したわけじゃないのです。

○岡委員 それでは、前会の委員会等でも御報告願ったことでもありますが、この際確かめておきたいことは、原子力委員会法の第三条に、内閣総理大臣が原子力委員会の決定について委員会から報告を受けたときは、これを尊重しなければならないとなっております。そこで原子力研究所の敷地は武山にという委員会の御決定は、正式に内閣総理大臣に御報告になったのでございませう。

○正力国務大臣 その通り報告いたしました。

○岡委員 第四条には、「委員会は、原子力利用に関する重要事項について必要があるとき、内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができ」とある。そこで、委員会としてしましては、原子力の利用に関する重要事項、特に新たに発足しようとする日本原子力研究所の敷地の問題は、ものがものだけに、きわめて重要な事項だろうと私は思っています。これが選考委員会等の議を経て、科学的に、技術的に、最適地として武山が選ばれた。そうして委員会は、武山を最適の敷地として内閣総理大臣に御報告になっておられる。とすれば、当然最適地としての武山に日本原子力研究所を建設すべきである旨を、関係行政機関の長に勧告することができわけです。この手続は、具体的におとりになつたのでございませうか。

○正力国務大臣 それはもちろん話し合いをしてありますが、閣議の問題になつたのは、原子力の立場からは最適地だ、国家全体から見ると、防衛庁の立場もあります、その他いろいろの立場もある、それで論議されたのであります。

○岡委員 私がお尋ねをしておるのは、閣議で問題になるとすれば、やはり法律の権限に基づく勧告なり手続を経る、そこで閣議として問題になるのじゃないでしょうか。ただブライベイトな懇談的な意見が閣議で出ている、そこで正規な手続以前の問題がある、まいに残されてくるというところは、私は筋が通らないと思うのです。従って私はこの手続は当然おとりになるべきだと思つていますが、いかがでしよう。

○正力国務大臣 別に書面ではやりませんけれども、話はしておいたわけがあります。

○岡委員 書面ではなさなくても、少くとも閣議である以上、正力国務大臣は原子力委員長として、この決定について正式に発言をなされたのであります。

○正力国務大臣 もとより私は、委員長として閣議で申しわけであります。

○岡委員 そこでけさ新聞を拝見いたしますと、十六日の閣議では、関係閣僚のいろいろな御意見がありまして、正力国務相の御意見は、われわれも大へんもう手を上げて支持をいたしておるのです。船田防衛庁長官は、防衛庁としては数年前から武山をぜひほしいと考えて米側と交渉しておつた、原子力委員会と争うわけではないが、この問題は、単に原子力だけでなく、国家的な見地から考えるべきであるという御意見を發表されておるわけであ

ります。十六日の閣議におきまして、防衛庁長官から、このような御発言があったのでございませうか。

○正力国務大臣 先刻志村委員から話がありまして、防衛庁長官はすでにその通り答弁いたしております。

○岡委員 そこで私がお尋ねをいたしたのであります。これは正力国務大臣の御見解を承わりたいのであります。が、国家的な見地から考えるべきである、今、原子力委員長もそう申されまして、なるほどその通りだと思ひます。しかし私がお尋ねをいたしたいことは、防衛庁としては、やはり防衛庁の何らかの施設なりのために武山がほしいという考えから、武山を防衛庁の使用する土地として前々からこれを要求しておられた、米側に交渉して、三年の間に二回断わられておる、防衛大学あるいは術科学校ということ断わられておる、ところが今度いよいよ日本原子力研究所を作ろう、それならば、半分をやつてもいいという内意が伝えられた、ところが国策という言葉を最後に出てきておるのですが、防衛庁は何を根拠に国策と言われるのか、また国策と言われることをあなたは御承認になつておられる、何を根拠に国策ということを御承認になつておられるのですか。

○正力国務大臣 ただいまの御質問には、防衛庁長官が返事すべきことでありまして、私は少しどうも……

○岡委員 いずれ防衛庁長官に御出席を願つて確かめたいのは、今年の予算では、武山に防衛庁に関する敷地を設け、定する予算は一銭も計上してありません。すでに予算は国会を通過して

る。従つて何年先のことかわからないが、必要であるというそういう不確定な、きわめて非公的、權威のない意見というものが、原子力委員会の公的な決定に基いて内閣総理大臣にまで報告されておるという意見に対して、拘束力を加えるというところは、私はあり得ないと思う。その点いかがでしようか。

○正力国務大臣 防衛庁長官の問題でありますから、あまり人のことを私は申し上げたくありません。

○岡委員 そうじゃないのです。そういう予算にも計上されておらない、いづれが使用に供されるのかもわからないようなことを、しかも三年前から二度も断わられているものが、さてアメリカ側から、日本原子力研究所の敷地としてならば、二十万坪程度は提供してもいいというらしい内意があつたわけですね。ところが、今度は横から出てきて、国策という看板を振りかざして、原子力だけの問題ではない——先ほどのあなたの御答弁によると、原子力だけじゃない、やはり国際的な点からも考えなければならぬというので、大きく譲歩されたということじゃありませんか。そういう予算にも計上されない、いつ執行されるかわからない不確定な事実をもつて、しかも三年前から二度も断わられておるという事実もあなたはよく御存じのはずだと思ふ。にもかかわらず、国策という文字で——これは横車じゃありませんか。横車が出てきたときに、なるほど国策上はそれをもつともかと納得されたよいうなことをさき言われた。これでは、原子力委員長はお勤まりにならぬと思うが、いかがでしよう。

○正力国務大臣 防衛庁長官のしかられる分まで私がしかられて、大へん恐縮です。とにかく防衛庁長官があるのくらい主張なさるからには、何かかたく信ずるところがあると思ひますから、どうか防衛庁長官にお聞き下さい。

○岡委員 どうも困りました。しかし防衛庁長官については、本年度の予算委員会でも、昨年の予算委員会でも、来年度の防衛計画、再来年のというように、すでも民間に公表されておる防衛年次計画の提示を求めているけれども、一向その提示がないのです。でありますから、防衛計画というものは、私どもはないと見るよりしうが、何らかの確信があるなんていうことは、われわれ考えられない。そういう事実込みでなければならぬ。それを何らかの確信があるのだらうと言われれば、どうも正力国務大臣は、原子力委員会の肩を持たれるのか、防衛庁長官の味方をされるのかかわらないような格好になつてくると思うのです。その点もう一べんはつきりした責任ある御所信を伺いたい。

○正力国務大臣 私は原子力委員長です。断じて防衛庁長官の肩は持ちません。私は私の信ずるところを言うだけであります。

○岡委員 いずれ防衛庁長官に御出席願つて、はつきりいたさなければならぬと思ひますが、そこで、それでは、ここに書いてあるように、正力委員長としては、武山をぜひ一つ原子力研究所の敷地にしたいという原子力委員会の決定、その既定方針をあくまで責

